

ダンテのイタリヤ國家觀一考

— Imperium と Regnum Italicum の問題に就いて —

平 塚 博

—

『帝政論』に於て世界秩序の中心に、世界帝國の元首たる皇帝と世界教會の元首たる教皇とを置き、之等政教兩大權の並存、調和、均衡により、世界の平和と正義が樹立維持され、人類永遠の幸福なる生が齎されると説いたダンテは、果して世界帝國 (Imperium) とは別に一個獨立の全イタリヤ人のみの國家、所謂 *regnum italicum* なるものを構想してゐたのであらうか。此の問題は從來屢々ダンテ學者に採り上げられ、種々論議され來つたものであり、單に彼のイタリヤ觀念或はイタリヤ國民思想なるものの究明に於てのみならず、イタリヤ文化史上に於ける彼の意義の解明に於ても、極めて重要な課題たるを失はないのである。蓋し元來普遍的超國民的概念たるローマ觀念も、イタリヤに於ては次第に、國民的イタリヤ的意義内容を持つに至つたと考へられるが、此のローマ觀念のイタリヤ化と云ふ政治思想史上に於ける重大な轉換期に、偉大なダンテの像を見出し得ると考へられるからである。以下小論に於て吾人は、

斯る觀點に立つて彼のローマ觀念とイタリア觀念とを檢討し、グンテが構想する國家觀念のイタリア國民的性格を採つて見度いと思ふ。

但し吾人はグンテのイタリア國家觀念を考察するに當つて、一應イタリアに於ける國民意識發達の歴史的展望を試みる事とする。蓋し斯くする事により、グンテが懐くイタリア國家觀念の固有なる意義の把握は、一層容易になるものと考へられるからである。

二

近年ルネサンス再検討の氣運が起り、ルネサンス概念論争が活潑に展開されつゝあるにせよ、ルネサンスが凡ゆる意味に於て、而して特に精神史上に於て、近代ヨーロッパの出生を劃する重大な歴史事象であつた事は、否定し得ぬ事實と考へられる。併しルネサンスは之が發生の本來の地盤たるイタリアと、之を外來的のものとして受け容れたイタリア以外の國土とに於ては、其の意義必らずしも同一とは見做し得ない。蓋しアルプス北方諸國にとり、復活理念やフマニタース、或は古典的古代の文化は、單なる外來的要素であり、又抽象化され内的意味を失つた文化形式であつたのに反し、イタリアにとつては、之が文化形式たると同時に或程度まで内的生命ある文化内容であり、其處に生命の脈絡と精神的感情的連鎖が存在した。即ちルネサンス人が新時代打開の理想目標として仰いだ古典的古代は、彼等の國民的過去たる古代の文化によるイタリア及びその文化の復興に外ならなかつたからである。

併しながらイタリア國民感情乃至イタリア國民意識なるものは、如何なる地盤に成立し、如何なるものに據つて成長したのであらうか。既にかの獨帝フリードリヒ一世に對する北伊ロムバルヂヤ諸市の反皇帝的一大聯盟たるロムバルヂヤ同盟(Lega Lombarda)の結成に際し、我々はイタリア國民意識の最初の徴候を見出す。少くとも同盟側の使者は教皇に對し、彼等は「イタリア並びに尊嚴なローマ教會の名譽と自由の爲奉仕しつゝ」(pro honore et libertate Italiae e Romanae ecclesiae dignitate servando . . .) 獨帝に反抗し戰つてゐる旨誓つてゐるからである。併し此の同盟も本來イタリアの爲と云ふよりも、寧ろ各都市の利己的立場より出たものであり、地方的愛國主義が全イタリア的共同意識よりも強かつた事は、認めねばならない。

地方的愛國心に基づく斯るイタリア内諸都市並びに諸君主國間相互の鬭争は、十二世紀以降と雖も變りはない。即ち中北伊に於ける新興諸都市の市民には、彼等が生れ育ち多幸な市民生活を享受したボリス的都市國家に對する熱烈な郷土愛的感情の存してゐた事は、確かに顯著な事實であつた。併し彼等の愛國心はあくまでも、地方的郷土的なものであり、彼等の隣市人に對しては、之を全く他國人、異邦人と見做す性質のものである。されば斯る郷土的愛國心の自然的直線の發展の終局に、果して統一イタリア國民意識の如きものの形成を期待し得るであらうか。小規模な政治的單位に局限された各都市國家市民の愛郷心愛國心が強烈であればあるほど、統一的イタリア國民感情乃至國民意識の如きは、何等か之に他の要素が附加せぬ限り、發生し發展する可能性は少ないと云はねばならぬであらう。

従つて斯る郷土愛的割據主義が、單一イタリアの意識即ち統一的イタリア國民意識の如きものに迄發展し得る爲に

は、其處に之を媒介する精神的並びに現實政治的要素の存在を考へざるを得ないと思ふ。前者は狭き都市國家的愛國心を揚棄し、現實の政治的分散状態とは別に存在する共通なるもの、即ち言語、慣習、人種、法律、文化の共通性に就いての自覺を促し、一つの共通なる精神的文化的郷土を指向する全體的統一的思想である。此の場合先づ第一に考へらるべきは、嘗て之等分散せる政治的諸單位が統一され統合されてゐた古代ローマ帝國と其の時代に就いての意識及び回想、例へば所謂ローマ思想式はローマ復活思想の如きが、之に含まれる。而して特にイタリアが帝國の單なる全體中の一部ではなく、其の中樞的地位を占むるものであつたとの思想である。次に後者は、理論的意味に於てのみでなく現實に於て、イタリア内の都市的並びに領土的諸國が、一個の統一的政治の下に統合される事である。併し後者の如き状態は現實には存在しなかつた。蓋したとへ理論的にはドイツ皇帝が帝國領イタリア正統の主權者として、南伊を除く半島諸邦を統一政權下に統合してゐたにせよ、此の支配權は叙任權爭以來、單なる名目上のものに過ぎなくなり、又屢々帝權其のもの根據に對する懷疑や批判も、起りつゝあつたからである。^②

然るに之等の兩要素は一方に於て、イタリア國民感情或はイタリア國家觀念の生成發展を媒介すべき性質を持ちながら、然も亦その内部にそれぞれ之と矛盾すべきものをも包藏してゐると考へられる。何故ならローマ思想、ローマ復興思想乃至帝國思想、及び現實的政治體制としての帝國の如きものは、元來普遍的超國民的なものであるに反し、イタリア國家觀念及びイタリア國民意識は個別的國民的性格を持つてゐるからである。従つてローマ思想乃至ローマ復活思想或は又帝國思想は、イタリア以外の諸國君主等により一個の政治的プログラムとして採り上げられ、又國家

政策のうちに採用される事も當然であつて、プファイルの云ふ如く「他國の人々も亦此のイデーの擔ひ手となり得た」のであつた。即ちランスのゲルベルト及びオットウ三世の如きが北方より來つてローマ精神を感得し、ルネサンスの開拓者たるイタリヤ人等の仲間入りをなしてゐる。^③

斯くしてローマ思想乃至ローマ復活思想は、ヨーロッパに於ける最も強力な君主の現實政治的政策に正當性と合理性とを附與する一個のこよなき理論的根據となるものであり、時には非イタリヤ諸國君主の野心を充たす權力手段となり、國土イタリヤを之等非イタリヤ諸國に從屬併合する口實となる事も避け得られなかつた。即ち屢々ローマ思想乃至ローマ復活思想は、反イタリヤ的思想にも變貌する可能性を示したのである。

さればワルター・ゲッツは、ローマ思想がイタリヤ愛國心の前段階をなすものである事を認めつゝも、此の思想の持つ創造力を寧ろ輕視し、國民的イタリヤ感情の育成にも、將又イタリヤ的國家の創建にも、何等決定的役割を演じなかつたものと考へ、「寧ろ部分的には抑止的役割をも演じたのだ」と云つてゐる。又オットウ三世に依り企てられたローマ思想を以て國家を形成せんとする最初の試みの如きも、國民的イタリヤ的でなく、普遍的帝國적であつたとする。蓋しキリスト教的帝國理念から出發したオットウ三世の帝國復興(renovatio imperii)は世界包攝的理念によつて、凡ゆる國民的思惟を蔽つてゐるからである。斯くてゲッツはローマ思想が、普遍的なものに通ずる危險を持ち、教會が擔ふ教會的ローマ思想も、目標とする所は帝國同様超國民的であるとし、「ローマ思想は國民的回想と超國民的目標との間に動搖するが故に、ローマ思想の結實性は、此の思想が二個の互に反撥し合ふ理念に待つかざるを得ぬ限

り、僅かなものであつた」と云つてゐる。(Goetz, S. 35)

固よりゲッツはローマ思想の意義を全く否定し去るものではないが、寧ろイタリア國民意識乃至國民感情の生成發展にとり、より固有なる地盤を十二・三世紀の新興都市に求め、此處にこそ新らしきイタリアの爲の創造力が内在するものとし、此處に創造された都市組織や國民文化の中からこそ、イタリア國民感情が發生し得たのであると考へる。

(Vgl. Goetz, S. 40)

従つて彼の云ふ所によれば、新イタリア文化を擔ぶ者は先づ専ら諸都市であり、其故に彼等はまた強く廣く目醒めた國民感情の擔ひ手でもある。而して都市のみが精神的美術的文化の地盤であつた如く、彼等のみがより大なる祖國に對する全般的感情を發展せしめ得たのであつた(Vgl. Goetz, S. 51)。

併しながら先述した如く新興都市に發生した國民感情は、あくまでも小範圍に限定された狹隘な地方的郷土的なものであり、ローマ思想そのものよりのみ直ちにイタリア國民意識やイタリア國家觀念が自然的に發展せぬ如く、以上の地方的郷土的國民感情の自然的發展の終局にも、之を期待し得ないのである。之等兩者は相互に影響し合ふ事によつて、其處にイタリア國家觀念の成長發展が、期待され得るのではあるまいか。即ち新興自由都市内に蘊藏された世俗的人間的にして然も進歩的新興の氣魄や、豊かな都市經濟生活に伴ひ向上せる一般的教養が、ローマ思想より新らしきイタリア國家觀念を導き出し、斯くて一見矛盾背反の概念と見えるローマ思想とイタリア國家觀念とを結び付けたものと考へられる。故にイタリア國家觀念ははじめローマ思想のうちに包含され、此の思想の發展と共に自然に

其の中より胚胎し分離し、獨自の思想を形成するに至つたものと考へられる。ゲッツはローマ思想を不變にして固定せるものとして、靜的に把握してゐるが、此の思想も歴史的形成物であつて見れば、時代の推移と共に、又異なる國土、民族に於て質的變化を來す事も當然であり、既にプファイルもそれがイタリヤ人とアルプス北方國人とにより、自ら異なる内容に於て把握され従つて異なる意義を持つ事を認めてゐるのである。^⑤

斯くして本來普遍的にして超國民的なローマ思想のイタリヤ化と云ふ質的變化の最初の徵標を我々は先づダンテに發見するのである。

- ① Vgl. Walter Goetz, Das Werden des italienischen Nationalgefühls. 1939 S. 26
- ② 叙任權爭勃發當時に於ける教皇側の主張、特にグレゴリウス七世のドイツ國王ハインリヒ四世宛書簡、其後に於けるホニファキウス八世の勅書“Clericis Laicos”(1296 A. D.)及び“Uran Sanctam”(1299 A. D.)等に於ける主張等を想起する必要がある。
- ③ Elisabeth Prell, Die fränkische u. deutsche Romidee des frühen Mittelalters, 1929, S. 1.
- ④ Vgl. Goetz S. 31-40.
- ⑤ Vgl. Prell, Einleitung S. 2-3.

三

ダンテは彼の時代のイタリヤが、王、公、侯、伯、共和國等無數の政治的諸單位に分れ(書簡第五)、互に抗爭し甚だし

き政治的混亂の状態に在つた事をよく識つてゐたにも拘はらず、元來イタリアが地理的に一個の統一體を形成してゐるのみならず、文化的にも一個の大なる統一體を呈現してゐる事をよく認識してゐた。『俗語論』(De Vulgari Eloquentia)は之に關する好箇の材料を提供してゐる。即ち彼はアルプス山脈とアドリヤ、チレニヤ兩海によつて限られた半島及びシチリヤ、サルデニヤ兩島を包含する全地域をイタリアの國土として限界つけてゐる。^①從來 Italia と云へば、時にはローマを包含し時には之を除外した中北イタリアを意味し、特に北伊ランゴバルド王國領を指すのが最も普通であり、十三・四世紀に至るまで兎角甚だ不定動搖せる概念であつた事を顧る時、グンテの把握せるイタリア概念は正に劃期的な意義を持つものと云はねばならぬものである。

次に言語に於てはイタリア現行俗語に少くとも十四の大なる方言群を認め、更にそれが無數に分岐し甚だ複雑多様の相を呈してゐる事實を率直に認めながら、然も、之等が凡て *sì* なる肯定語によつて統一されてゐる事に注目してゐるのである。『神曲』地獄篇第三十三歌に於て、イタリアを「*sì*の響く美はしの國(*il bel paese là dove il sì suona*)」(*Inf. XXXIII, 80*)と表現してゐるのは、叙上の事を最も簡潔明快に説明したものと云へよう。

又種族的にはイタリア人が、ローマ國民更に遡つてはアエネアス或はグルグスの子孫として、同一の祖先より出た優秀な民族なる事を自負し、^②従つて地理的自然的統一體を形成するイタリアに住み、純粹なイタリア語を語る者を凡てイタリア人と見做してゐる。^③而してイタリア人が同一の祖先を有する一個の統一せる民族團體をなすとの觀念は、ローマ法やラテン系の言語或は諸慣習と云ふ、共通の文化と傳統とによる規準の下に生活する民族との意味に於

て、斯る文化に浴さぬアルプス北方の野蠻なる諸民族と對比され、一層深刻に意識されたのであつた。彼が『俗語論』第一篇十八章に述べてゐる有名な言葉、「但しドイツ王の法廷てふ唯一の法廷の意味に於て、イタリアに法廷なしとするも、斯る法廷に連る者等を缺かず。蓋し彼等職員等が一君主の下に結合せる如く、我等職員等は理性の雅光 (gratum lumen rationis) により結ばるゝが故なり。されば我等は君主を缺くとも、イタリア人が法廷を所有せずと云ふは誤なり。何となれば形は分散すと雖も、我等は法廷を有するが故なり」も、要するにイタリア人がローマ法其他ローマ文化に據つて教養を受け、又之に則つて生活する一個の文化的共同體を形成するものなる事を述べたものであらう。固より「理性の雅光」の意味に關しては種々解釋の相異もあるであらうが、兎も角も此處に於てダンテが現實のイタリアを一個の文化的共同體として、全體的統一の相に於て捉へてゐる事は、誤りないであらう。

さて以上の如くダンテはイタリアを、地理、人種、言語、法律、慣習上に於ける固有な統一の完結體として把握し、而してその地位を規定して「ヨーロッパの最も高貴なる地」(Europae regio nobilissima) (II, 3. 116-117) と云つた。然るにダンテは、イタリアが一個の優秀なる文化的共同體を形成し、ヨーロッパの最も高貴なる地たる事を認めながら、此の共同體が現實的には如何なる國家形式による政治的統一體たる可きかに關し、明確な表現を試みてゐないのである。即ちイタリアは、帝國 (Imperium) の下にか、それともイタリアのみの獨立的統一政權——例へばイタリア王國 (Regnum Italicum, Regno Italicum) の如きもの——の下にか、其の政治的統一を實現すべき國家形式が曖昧なのである。

イタリアの學者フランチェスコ・エルコーレは、吾人が先に指摘した、文化的共同體としてのイタリアを直ちに同時に政治組織なりと考へ、之を「イタリア國家」(regnum italicum)なりと斷定し、然も之を全く近代的國民國家の如く解釋する。即ち彼は imperium から截然區別された regnum italicum の形式に於て、政治的に統一せるイタリア國民國家の觀念をダンテに認め、而して此の regnum italicum なる觀念が、ダンテの政治思想の中核的地位を占むるものであるとし、全く近代的國民的立場よりダンテの政治思想を解明したのであつた。^⑦又ランドーニヤ(Francesco Landogna, "Imperium" e "Regnum Italicum" nel pensiero di Dante, 1926)も、ダンテの政治思想にイタリア國家の構想の存在を認め、之を中世前期には實在したが當時は既に事實上亡んだも同然であつた歴史的國家としての Regnum Italicum の存続乃至復興の如くに解して居る。^⑧更に最近ではミケーレ・バルビも亦「イタリア國家」説を支持し、之を自明のものとして認めるが、但し之をエルコーレの如く直ちに政治的に統一せる近代的國民國家の如きものと解する事には反對してゐる。^⑨

然るにサムナーは「ダンテとレグヌム・イタルクム」なる論文に於て、上述「ダンテの政治思想」に於けるエルコーレの所説を詳細に検討し痛烈な批判を加へ、殆ど徹底的に反駁して、ダンテに於ける「イタリア國家」觀念の存在を全く否定し去り、尙ほソルミも嚴密な法制史家の立場より、同様の結論に達したものゝ如くである。^⑩

① イタリアの地理的人種的限界に關するダンテの見解は『俗語論』第十篇第十章以下第十五章の敘述に見出される。尙ほ此の問題に關しては拙稿「ダンテのイタリア統一觀」(西洋史研究第十四輯)參照。

尙ほダンテに關するマキストは E. Moor 編 *Opere di Dante Alighieri* を用ひ、章別、行數も之に據つた。以下俗語論 (*De Vulgari Eloquentia*) は *Vulg. 帝政論 (De Monarchia)* 同。書簡 (*Epistolae*) は *Ep. 又神曲の地獄、煉獄、天國各篇* 同。 *Inf. Purg. Pra.* 同。等々。

- ② 詳しむは Goetz, S. 12-14 S. 28-31 及び B. H. Sumner, "Dante and the Regnum Italicum" pp. 22-23 (*Medium Aevum*, Vol. I. No. 1 1933) 参照。尙ほマイナローのイタリヤ觀念に就くは E. Mehl, *Die Weltanschauung des Gioyanni Villani*, 1927 S. 104-105 参照。
- ③ *Vgl. Mon. II, 3, 80* 特ゴマホネンンの第三の妻が「ヨーロッパの最も高貴な地」イタリヤ出身である事を重視す。
- ④ 詳しくは拙稿「ダンテの伊太利統一觀」参照。
- ⑤ ラテン文化に浴びぬアルプス北方國土出身者に對し侮蔑的態度と反感を示す。例へば *Ep. V. 50-51* に於て「ランコンバルド人の血よ、負ける野蠻を脱ぎ棄てよ」と云ふ。同様の例は *Inf. XV, 73* 以下マホネン人に就き述べてある個處、尙ほダンテは善風良俗を凡てローマに起源するとし、惡風は凡て野蠻人即ちランコンバルド人やマホネン人に歸してゐる。其他 *Inf. XVII, 21. Par, XVI, 49-50* 等。
- ⑥ *Landogna* は之を共通の言語「慣習」のみならず、特にローマ法を解す (*p. 12*) 尙ほソルミも斯く強調し「サムナーも之に賛成す (*Cf. Sumner, p. 9*) 尙ほ Wicksteed はダンテの理想とする政府を an imperial Academy of Letters と解してゐる (*Latin Works of Dante, Temple Classics. p. 62*)
- ⑦ F. Ercole, *Il pensiero politico di Dante*, 1927 但し同書は未見。其の主張はサムナーが批判に際して引用せるものによる。
- ⑧ *Landogna*, 特 *p. 9-10*
- ⑨ Michele Barbi, "L'Italia nell'ideale politico di Dante" p. 27 (*Studi Danteschi, Vol. 24, 1934*)
- ⑩ Sumner, "Dante and the Regnum Italicum" (*Medium Aevum vol. I. No. 1, 1932*) pp. 2-23.

四

さて上述の如くグンテは所謂 *regnum italicum* に關しては明確な叙述をなしてゐないのであつて、彼が『帝政論』に於てスコラの論證方法を以つて堂々と開陳した世界帝國理論の叙述に比すれば、餘りに語る事少くまた明確な論證を缺いてゐる。而して *regnum italicum* 説にとり致命的な弱點は、*regnum italicum* の語がハインリヒ七世宛書簡 (Epistula VII) に於て引用したヴェルギリウスの詩句中に一度現はれるのみで、グンテ自身は一回も斯る表現を用ゐず、又「イタリヤ王」(*rex Italiae*)の表現すら全然用ゐてゐない事である。此の事實はサムナーがエルコーレ説を反駁する場合の有力な根據の一つをなしてゐる。更に歴史的國家としての *regnum italicum* は、サムナーの考證によつても明かである如く、東ゴート時代に始まり、ランゴバルド國王 *Luitprand* の時代以來最も顯著となり、カロリング朝及びオットウ諸帝時代を経て、ハインリヒ二世時代迄兎も角も存続した。而して十・十一世紀は頻繁に *regnum italicum* なる表現が公式に採用されたが、十一世紀半頃ハインリッヒ三世の時代以來、次第に此の國家の概念は *imperium* 概念中に吸収されるに至り、西紀千二百年以後の公文書に *regnum italicum* なる文字が現はれる事は、全く稀有な現象となつてゐる。^②斯くて事實上グンテの時代に於て、*regnum italicum* は名實共に消失し又人々から忘却されてゐたものと云ふ事が出来よう。此の事實はイタリヤの學者ベーロディやソルミも認めてゐる。^③

併しながら *regnum italicum* 及び *rex Italiae* の表現を公文書に就いて涉獵し盡し、斯るものを見出し得ない事

實のみを以て、ダンテが何等かイタリヤ國家の如きもの、存在に就き、希望的な構想を持たなかつたと断定し得るであらうか。サムナーは甚だ冷靜にして批判的であり、ダンテの構想するイタリヤ國家を、餘りに近代的に解釋し、其の國民的性格を強調し過ぎたエルコーレの所論を、純歴史的學問的に解剖しその矛盾を剔抉した限りに於て、彼の *regnum italicum* 否定論は、充分尊敬に値し承認さるべきものと思ふ。併しながら詩人たるダンテが比喻や象徴其他詩的文學的形式に於て表現した政治的願望を、法理論にとらはれ餘りに合理的散文的に解釋し過ぎた嫌がないでもない。

さてダンテのイタリヤ國家觀を窺ふ材料のうち、比較的明瞭且つ具體的であり、爲に最も重要視されるものは、『俗語論』第一篇第十八章中の敘述、及びハインリッヒ七世の來伊に際して、ダンテがイタリヤの諸邦人民等に宛てた書簡中の語句である。前者はイタリヤ標準語に就いて語る際、たまく彼が念願するイタリヤ文化的政治的統一體の理想的な存在形式を示唆したものである。彼はイタリヤ標準語の性質を規定して、輝く、基本的、宮廷的、法廷的としたが、その理由を説明して次の如く述べる。

即ち「若し我等イタリヤ人が宮廷を有せんか、それは宮廷に於て語られんが故なり。蓋し若し宮廷が全王國共通の家にして、而して王國の凡ゆる部分の尊嚴なる支配者なりとせば、(et omnium regni partium gubernatrix augusta) 是は孰れに特有なるものには非ずして、然も全體に共通なりと云はるべき性質のものこそ、其の宮廷に出入し其處に住む可きにして、他の如何なる居處と雖も、斯くも偉大なる者の住むに價せず。我等が云ふ俗語とは、實は斯の如きものなり。然るに我等は斯る宮廷を所有せざるを以て (cum aula vacemus) 輝く俗語も旅人の如く彷徨せざるを得ざるなり」と。又法廷的と稱せられるのは、事物を正しく量る秤の最も

優秀なるものが法廷に在り、従つて最も良く扱られた行爲を法廷的と稱するが故に、イタリア人最高の法廷に於て扱られた言語は、當然「法廷的」と稱せられるとし、更に「然るに我等イタリア人は斯る法廷を缺くが故に、以上の言葉は一見徒言と見える。但しドイツ王の法廷てふ唯一の法廷の意味に於て (secundum quod unica accipitur, ut curia regis Alamaniae)」、イタリアには法廷無しとするも、斯る法廷に連る者等を缺かず。蓋し彼等職員等が一人の君主の下に結合せる如く (sicut membra illius uno principe ununtur)、我等は理性の雅光に結ばれたり (sic membra huius gratioso lumine rationis unita sunt)；故にたとひ我等は君主を缺くとも、イタリア人が法廷を有たぬと云ふは誤なり。何となれば形は分散し居れど、我等は法廷を有するが故なり (quoniam curiam habemus, licet corporatiter sit dispersa)」云々。

以上ダンテの所説は、唯一人の君主 (princeps) と宮廷 (aula) を缺き、たゞ法廷 (curia) のみは、具體的に存在せぬにしても、其の成員のみは存在すると云ふ現實に於けるイタリアの事態を叙述した意味のものではなく、寧ろ斯る状態を不自然とし、現實の事實としては之を認めながら、理想的願望としては、こゝに缺如してゐるものを求めんとしてゐるものと解せられる。「イタリア人の最高の法廷」或は「ドイツ王の法廷の如き唯一の法廷と云ふ意味ではイタリアに法廷なし」との言葉は、ドイツ王と相對的なものとしてのイタリア王、乃至イタリア國家なるものを豫想させるのである。如何なるものにも、より大なる統一を求めて已まぬダンテが、イタリアを政治的中心なき單なる文化的共同體たるの状態に止めて置く事に満足するとは思はれないからである。但し以上「俗語論」の一節のみを以てダンテのイタリア國家觀念の存在を推測する事は、勿論根據不充分と云はねばならぬであらう。茲に於て我々は更に第二の材料を採り上げねばならない。

書簡第五は頭書に「イタリヤの凡ゆる、また個々の王達に、更に聖なる都の元老院議員等に、また公、侯、伯、並びに人民等に對し、謙虛なるイタリヤ人にしてまた不當に追放されしフィレンツェ人グンテ・アリギエリ平和を祈る」^④とあり、全イタリヤ諸邦人民に對し、ハインリヒ七世を迎へ彼の支配の下に服すべき旨を勸告したものである。而して此の書簡中間題の辭句は「*Evigilate igitur omnes, et assurgite regi vostro, incolae Latiales, non solum sibi ad imperium, sed, ut liberi, ad regimen reservati* (Ep. V. 99-102) であり、通例「凡てイタリヤに住む者等よ目醒めて汝等が王の御前に起てよ、汝等彼の命に服するのみならず、また自由の民として、彼の指導に従ふべく定められ居ればなり」と譯される。

エルコーレは此の辭句中 *imperium* と *regimen* との間に劃然たる區別を認め、此の *regimen* がイタリヤ人に與へられた他國民とは異つた特權的地位を示す語とし、之を國王の統治を意味するものとして、結局 *regnum* と同義語と解した。而して *sibi* を *imperium* と *regimen* の双方にかけ、「汝等の皇帝のみならず、汝等國民の王を迎へて起て」の意味に解する。斯くてエルコーレは *regi vostro* の *rex* 卽ち *regnum italicum* の *rex* とし、イタリヤ人が皇帝をイタリヤ國王としても持つ特權あるものと考へたのである (Cf. Sumner, p. 11-12)。

以上エルコーレの所説に稍近く、然も一層之を敷衍したのが、ミケーレ・バルビの解釋である。其の所説の要旨は大體次の如くである。…… *ad imperium* …… *ad regimen* として兩者を並置した事は決して理由のない事ではなく、斯る表現は文字通り、皇帝が「全體に於ては(總主權を握つて)支配し (*in tutte parte impera*)」イタリヤに於

ては支配すると共に直接統治する(in Italia impera e regge)」と云ふ觀念である。イタリアに對する皇帝の支配權は、エムピレオ天(清火天)(Empireo) に於ける神の支配權と同様に考へられてゐる。即ち何等の仲介者もなく直接統治する(sanza mezzo governa)^①のものである。皇帝はイタリアに關しては、皇帝の職位以外に國王の職位(ufficio di re)を持つ。イタリア王國の總主權(la sovranità)は皇帝に歸屬し、従つてイタリアに於ける王の權威は、皇帝によつて直接行使される。イタリア王冠はドイツ王冠とは區別されて居り、帝位を望む者は鐵の王冠を戴かねばならない。之が帝權獲得の法律的承認の基礎となる。但しドイツ選帝侯等により皇帝として選ばれた者は、皇帝戴冠前と雖も獨伊臣民に對し、諸權利を行使し得る。故に皇帝戴冠は皇帝に對し之等直轄領土に對する何等特別の權利を付加せず、單に直接歸屬せぬ諸國に對する總主權を付與したに過ぎぬ。故に皇帝の稱號に不可缺の條件であるイタリア王國は、皇帝の稱號より獨立して存在し、また存在するものと考へられたのである。次に「自由の民」(liberi)とは、凡ゆる物を所有し貪欲に支配されぬ皇帝によつて直接統治され、暴君(tiranno)或は暴君政治(reggimento tirannico)の下に屈從する恐のない状態に在る者達を意味する。斯くして regi vostro は單なる支配者を指すものでなく、regi Romanorumの意味である。即ちハインリヒ七世來伊の際の稱號である rex Romanorum は re d'Italia と云ふに等しい。Regnum Italicum は決して空名ではなく、實在した實在するものと考へられてゐた。斯くてダンテにとり、イタリアはドイツ、フランスのそれと並存する一國民一國家を形成するものと考へられてゐたのである。^②

要之バルビの見解の重點は次の四點に歸着する。即ち(一) regi vostro は rex Romanorum を指し、rex Roma-

norum は即ち *re d'Italia* を意味する。(二) 皇帝はイタリヤに於てイタリヤ王を兼ねる。但し皇帝としては單に總主權を持つに過ぎぬが、國民的王としては直接統治權を持つ。*imperium* と *regiman* の並置は之を示すものである。(三) 皇帝によつて占められる此のイタリヤ王位は、皇帝の稱號より獨立したものであるが、皇帝の稱號はイタリヤ王位(シノノ或はモンツァに於けるイタリヤ王冠の獲得)に依存する。(四) かつて實在した歴史的國家としての *Regnum Italicum* は各齊共亡びず現存し、斯るものとしてイタリヤは一國民一國家を形成する。

① Ep. VII, 92-93 cui regnum Italiae Romanque tellus.

② Sumner, pp. 16-17.

③ Parodi, *L'ideale politico di Dante*, in *Dante e l'Italia*, Fond. M. Besso, 1921. Solmi "Il pensiero politico di Dante" (*La Voce*, 1921) マンテの時代には既に久しく *il regno italico* の思想は衰へてゐたと云々、以上は Landogna, p. 9 脚註に於る。

④ Par. XXX, 122 即ち其處では神は「彼の都と至高の座とを持つ」(*Da la sua città e l'alto seggio*) 「凡ゆる場所に於て支配し其處を統治す」(*In ogni parte inopera e quivi regge*) (Inf. I. 127) Barbi, p. 14.

⑤ Barbi, pp. 9-15.

五

以上ベルビの所説は吾人に種々の示唆を與へるものであり、我々は彼に教へられ、また之を批判しつつ、我々自身の解釋を展開して見度いと思ふ。*imperium* と *regimen* の對照並置を指摘して之を重要視するのは、先述の如くエ

ルコーレにも見出される解釋であるが、果してイタリヤ國家の概念を含め、以上の如き意味に於てダンテが兩語を截然區別して用ゐたか否かは、必らずしも明かでない。但し中世に於ける皇帝の總主權乃至權威(auctoritas)が、帝國以外の國王の主權を侵す如き現實的な法的權利ではなく、一種精神的道義的な權能であり、皇帝の直接統治とは關係なきものである事は、最近ドイツ史界に於ても注目され指摘されてゐる。従つて若し皇帝がイタリヤ王を兼ねるものとすれば、彼がイタリヤに於ては支配し(impera)同時に直接統治する(regere)と云ふ解釋は、確かに首肯さるべきものと思はれる。但し皇帝の二重職位を表示する意味のものが imperium と regimen の對照並置であると解するのは、些か穿ち過ぎた嫌がないでもない。

次に帝權が北伊ミラノ乃至モンツァに於けるイタリヤ王としての戴冠に依存すると云ふ事に關しては、サムナー及びソルミも疑問を懷いてゐる。即ちサムナーはエルコーレの所説反駁に於て、rex Romanorum の稱號は、ミラノに於ける戴冠に何等の依存關係なく、ドイツに於ける皇帝選立の際直ちに之を獲得してゐる、而してイタリヤに於ける戴冠は彼の稱號に何等變化を與へず、rex Italiae の如き稱號をもたらさぬと云ふ。之は確かに事實であり、ダンテとほゞ同時代の年代記家ジョヴァンニ・ヴィルラーニも、其の『年代記』に於て此の事實を認め、ミラノに於ける戴冠に關しては、單に第二の鐵冠 (la seconda corona del ferro) を得たとのみ誌し、戴冠により新たに獲得された稱號に關しては何等記述してゐない。即ち何等「イタリヤ王」の稱號の如きを新たに獲得して居ず、ハインリヒ七世はドイツに於て選帝侯等より皇帝に選立された際得た稱號 rex Romanorum の資格に於て、イタリヤに來たのである。又ソル

ミは之がもはや一個の有効な王國の獲得ではなく、單なる名目としての威嚴或は一種の慣習的序曲に過ぎず、何等之が帝權獲得の法律的承認を意味するものではないとし、其の實質的價值を否定してゐる。^⑥

併しながら兎も角ハインリヒ七世の時代尙ほミラノに於て、嘗てイタリヤ王位の象徴であつた鐵冠を戴いたと云ふ事實は、當時未だ斯る過去の慣習、即ち帝冠獲得の豫備行事としてのイタリヤ王冠獲得と云ふ慣習がのこされてゐた事を意味する。而して斯る慣習がのこる以上は、たとへ其れが法律上明文に於ては、何等帝位獲得の前提條件として規定されて居なくとも、慣習として、即ち當時のイタリヤ人一般の通念に於ては、依然としてそれが帝位獲得の缺く可からざる基礎條件として承認されて居た事を推測させるのである。蓋し慣習も亦時には一種成文法と同様の效力を持ち得るからである。斯くて帝位獲得の有資格者としてドイツに於てすでに戴冠され、*rex Romanorum*となつた者も、未だそれのみでは帝位獲得の條件に不足し、更に北伊に於て戴冠されると云ふ慣習的行事は、結局たとへ其の場合「イタリヤ王」の稱號を採らぬとするも、皇帝のイタリヤ王的性格、即ち皇帝たる可きものは先づイタリヤの君主たる可き者であるとの條件を規定した意味を持つたものと考へられるのである。

當時「イタリヤ王」の稱號は次第に忘れられ、「皇帝」のそれに吸收されつゝあつたのは事實である。^⑦而して書簡第五に於てハインリヒ七世が *imperator* を以て呼ばれず、*rex* と稱されたのは、確かに彼が未だ帝冠を受けず、その途上に在り、ハインリヒ二世以來不規則に始まつた慣習に従ひ、*rex Romanorum* と稱してゐた爲であつた。従つて書簡第五に謂ふ *regi vostro* が必ずしもイタリヤ王の如き者を意味しないとの解釋もなし得るわけである。併しながら上

述の如く『俗語論』(第十八章) に於て rex *Alemannie* の意味に於ける rex 並びにその宮廷はイタリアに缺けてゐる

と云ひ、然も此の缺如を遺憾とする口調を明かに表示したグンテは、今やハインリヒの來伊に際し、全イタリア人への書簡に於て「目醒めて汝等の王の御前に起て」と叫び、又彼を結婚の準備をせる (*ad nuptias properat*) イタリアの「花婿」(*sponsus Italiae*) と呼ぶのである (Ep. V. 25. 27)。年代的に云へば『俗語論』の製作年代は『帝政論』ほど推定に困難ではなく、大體千三百四年頃のものとするに諸學者の意見が一致してゐる。④ 而して書簡第五はグンテ自身が日附を附してゐる如く、千三百年の作であり、年代的に見て書簡第五が『俗語論』より後の作である事は確實である。故に *regi vostro* は之を『俗語論』と照應させ考察する時、同書に於て缺けた者として遺憾とされ、同時に待望されたイタリア王の如きものと考へる事は、極く自然の解釋と云へよう。

而してミラノに於ける戴冠は、グンテにとり一層ハインリヒのイタリア君主的性格を強化したものと推測される。蓋し過去に於て「イタリア王」誕生の地であつたミラノ尙ほ舊き戴冠の慣習が存続し、ハインリヒ七世が此の地で鐵の王冠を戴いた事實は、⑤ グンテに對し深刻な感銘を與へたに相違ないからである。然も彼自身が此の盛典に列席した事略ほ確實と推定されるに於てをやである (Ep. VII. 38-46)。斯くして彼がハインリヒ七世をば、何等か皇帝とは異なるイタリア固有の君主の概念に於て把握したであらうと推測する事は、決して不當な解釋ではないと考へられる。

固より書簡第五はミラノの戴冠前年の作である。故に「汝等の王の御前に起て」或は「されば見よ、天地の主が我等に王を定められたば」 (*...ac videte; quoniam regem nobis coeli ac terrae Dominus ordinavit. 163-165*) に謂ふ

rex をイタリヤ君主の如きものとして把握したであらう事が、ミラノに於ける戴冠の事實に基づいたものでない事は確かである。併しミラノ戴冠後の二つの書簡、即ちフィレンツェ市民宛のもの（書簡第六）と、ハインリヒ七世宛のもの（書簡第七）とに於ては、新たに彼を「正しき王」(iustus rex 又は legitimus rex) 或は「最も卓越せる君主」(excellētissimus princeps) と稱してゐる事はミラノ戴冠と關係なしとは云へぬであらう。④ 而して特にフィレンツェがナポリ王ロベルトと結託して、ハインリッヒ七世に反抗したのを「正しき王を侮りつゝ、氣も狂ひて、我が王ならぬものを王として恥ぢず」と云ひ痛罵してゐる事は (Ep. VII. 167-170)、ダンテがハインリヒを以てイタリヤの正統の君主或は王 (rex iustus, rex legitimus) と確認した證據と考へられ、其處にミラノ戴冠との密接なる聯關を想はざるを得ないのである。

併しながらエルコーレとバルビが共に、「rex Alennaniae の意味に於て」の句より rex Romanorum を直ちに rex Italiae に等しいとするのは、⑩ 其れが歴史的國家 regnum italicum の概念に於ける「イタリヤ王」(rex Italiae) を意味する限り首肯し難い。蓋し先にも述べた如くダンテの生存當時現實政治の意味に於ける斯る國家の概念は殆ど忘れられて居り、其の名も公文書には出てゐないのである。⑪ 而して上述の如くハインリヒ七世は専ら rex Romanorum の稱號を用ゐ、彼が rex Italiae 乃至 re d'Italia と稱された例なく、又當時の記録にも斯る者として記録されてゐないからである。⑫ 而して元來過去に實在した regnum italicum は舊ランゴバルド王國領であり、大體北伊の小地域に限定されたものであつた。然るにダンテが「起て汝等の王の御前に」と叫んでゐるのは、斯るランゴバルド的、カコロ

ングの傳統を持つ北伊に限られた舊き *regnum Italicum* の人民に對してではなく、彼が獲得した新らしき「イタリア」概念たる地理的統一體としてのイタリア半島及びシチリヤ島に住む全イタリア人に對してである（書簡第（五頭書））。從つてダンテが構想し把握したであらう全イタリアの政治的統一體は、決してパヴィヤに中心を置き、北伊一帯を支配圈としたランゴバルドカロリング的「イタリア國家」(*regnum Italicum*)の概念に於てではなく、其れとは異なる新らしき國家の概念、即ちローマを中心とし普遍的世界支配君主的性格ではなく、イタリア王的性格を持つ皇帝により支配され統治された全イタリア國家の概念に於て、把握されねばならぬと考へるのである。ソルミもダンテの構想する國家を、舊き「イタリア王國」(*regnum Italicum*)のそれと同一視する事に反對し、之に代る新らしき全イタリア的國家を *regnum Romanorum* と稱したが、⁽¹⁴⁾ダンテ自身が明示せぬ此のイタリア國家の名稱を、強いて名付けるとすれば、以上ソルミのものは確かに最も妥當なものと云へよう。

以上吾人は先づダンテが、地理、人種、言語、法律、慣習に於けるイタリアの統一性を認識する事によつて、單一文化共同體でふ新らしきイタリア概念を樹立したこと、次に必らずしも明瞭ではないが、彼が以上の如き段階に於けるイタリアの存在様式で満足せず、ハインリヒ七世の來伊に際し、一イタリア君主による之が政治的統一體化を願望し、イタリア固有國家の如きものを構想した事、然もそれが北伊に局限されたランゴバルド・カロリング的舊「イタリア國家」とは異なる、ローマを中心とする新らしき全イタリア的國家と考へられる所以等を考察した。

併しながら吾人は彼の構想する國家が、「ローマ」なる言葉によつて表象される普遍的世界國家より劃然と區別され

た近代的な國民國家であつたと結論する者ではない。蓋し彼の構想するであらう「イタリヤ國家」の概念が、彼の全著作中の一小部分によつてのみ構成されるに過ぎず、此の國家の內的構造、帝國との法的關係、皇帝とイタリヤ君主との職責上の區分、の如きは、『帝政論』及び『變遷』に於て理想的世界國家の構造に於ける家族、家、都市、國家、帝國の存在規定に關する叙述^①以外、殆ど全く論及されてゐないからである。然も吾人はたとへ不明確なりとは云へ、兎も角ダンテに新らしきイタリヤ國家觀念の存在を認める事により、ヨーロッパ精神史上に於ける彼の獨自的意義を認めざるを得ないのである。蓋し普遍的超國民的觀念としての「ローマ」より、個別的國民的觀念としての「イタリヤ」が、胚胎し分離し發展し來る過程、即ち中世的ローマ觀念の質的變化を、既にダンテの新らしきイタリヤ國家觀念に見出さざるを得ぬと考へられるからである。但し之を一層明かにする爲、更にダンテのローマ觀念のイタリヤ的性格を他の面より究明せねばならぬ問題が残されたが、之は別稿に譲る事とした。

① Mon. I. Cap. 5. Convivio IV. Cap. 3. 尙ほ拙稿「ダンテのイタリヤ統一觀」參照。

② Vgl. Robert Holtzmann, „Der Weltherrschaftsgedanke des Mittelalterlichen Kaisertums u. die Souveränität der europäischen Staaten.“ H. Z. 159 (1938-39) S. 251-261 「Auctoritas とは何等法的に基礎づけられた命令權ではなく、之は帝位が與へる處の自らなる Ansehen に依存するものであり、他方國王側にあつては、強制ではなく服從への自由意志が對應する」(S. 225)云々。

中世ドイツ皇帝の支配權が、帝國以外の諸國の主權を何等侵害する法的權利ではなく、道義的精神的なものであつて、然も帝國以外の諸國が皇帝を彼等の國王とは異つた次元に在るものとして、そのアウクトリタースに自由意志を以て服從したとの見

の表示、又かかる歴史事實の歴史性論證は、現代ヨーロッパの指導勢力たらしめつつある現代ドイツ國家の將來の地位に關し何等かの示唆を會むものでない。其處に大戰下ドイツ史家の現代的關心が窺はれるのではあるまいか。

- ㉑ Summer pp. 10-11
- ㉒ Cronica di Giovanni Villani IX, Cap. 9 (Tomo IV, p. 11) (A miglior lezione ridotta coll' aiuto de testi a penna, Firenze 1823)
- ㉓ Villani, VII, Cap. 101, 102, "re de' Romani"
- ㉔ ヤマブーニは彼の事を叙する場合に Imperatore と呼ぶ。但しそれはハインリッヒの代名詞として「彼」と稱する代りに用ひたもので、彼の王式の名稱として用ひたものではない。
- ㉕ Solmi, Il pensiero politico di Dante pp. 206-207, Barbi p. 15 脚註 215 号。
- ㉖ ヤマブーニの語を引く (p. 25)
- ㉗ Wicksteed "On the history date and title of the D. V. E. (Temple Classics, Appendix 1. pp. 116-121, Temple Classics, Convivio pp. 422-425)
- ㉘ Ep. VI. 89-91 Ep. VII. 11-12.
- ㉙ Cf. Sumner, pp. 9-11, Barbi pp. 9-10 p. 15.
- ㉚ Cf. Sumner pp. 13-20
- ㉛ Cf. Sumner pp. 16-17
- ㉜ Landogna の註の批評紹介の最後の結論として述ぶ (Studi Danteschi Vol. 12. 1927. p. 113-115)
- ㉝ De Mon. I Cap. 5, 6, 7, Convivio, IV Cap. 4 尚ほ拙編「ダマンテのイタリヤ統一觀」参照。